

別紙 令和6年6月から番号利用法に基づく情報連携を開始する情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の一覧

項番号 (※改正法 別表番号)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第十六条第二項の保険医又は保険薬剤師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
8	都道府県知事	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
8,9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）	都道府県知事	当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
8,9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）	都道府県知事	当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
8,9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）	都道府県知事	当該徴収に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
8,9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）	都道府県知事	措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
8,9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）	都道府県知事	当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
9	市町村長	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）	都道府県知事	当該徴収に係る児童福祉法第二十四条第五項若しくは第六項の措置に係る児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
23	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務	都道府県知事	生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する事務	内閣総理大臣	要保護者等に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する事務	内閣総理大臣	要保護者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
23	都道府県知事等	生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

23	都道府県知事等	生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
23	都道府県知事等	生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	都道府県知事	要保護者等に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
24	市町村長	地方税法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務	都道府県知事	納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
24	市町村長	地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務	都道府県知事	納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
24	市町村長	地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務	都道府県知事	納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
24	都道府県知事	地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務	都道府県知事	納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
24	都道府県知事	平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務	都道府県知事	納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
24	都道府県知事	地方税法第六十七條の環境性能割の減免に関する事務	都道府県知事	納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
24	都道府県知事	地方税法第七十七條の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第六十二条の自動車税の減免に関する事務	都道府県知事	納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務	都道府県知事	当該決定に係る公営住宅法第二条第二号の公営住宅（以下「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務	都道府県知事	当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務	都道府県知事	当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務	都道府県知事	当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
27	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務	都道府県知事	当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
51	市町村長	知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務	都道府県知事	当該サービスが提供される知的障害者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務	都道府県知事	当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務	都道府県知事	当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務	都道府県知事	当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務	都道府県知事	当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又は同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
52	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務	都道府県知事	当該あっせん等に係る改良住宅の入居者又は同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
53	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務	都道府県知事	当該求職者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
55	市町村長	災害対策基本法第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務	都道府県知事	避難行動要支援者（災害対策基本法第四十九条の十第一項の避難行動要支援者をいう。以下同じ。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
55	市町村長	災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務	都道府県知事	避難行動要支援者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
55	市町村長	災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務	都道府県知事	災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
56	都道府県知事等	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該請求に係る児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
56	都道府県知事等	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該請求に係る児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
56	都道府県知事等	児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
56	都道府県知事等	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該届出に係る児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
56	都道府県知事等	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該届出に係る児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
56	都道府県知事等	児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該届出に係る児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	厚生労働大臣	当該申請を行う者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する情報
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該請求に係る児童（以下「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	手当支給児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	手当支給児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	手当支給児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
66	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該請求を行う者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
66	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

66	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該請求を行う者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第三条第一項の災害弔慰金の支給に関する事務	法務大臣	当該支給に係る死亡した者及びその遺族に係る戸籍関係情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第三条第一項の災害弔慰金の支給に関する事務	内閣総理大臣	当該支給を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第八条第一項の災害障害見舞金の支給に関する事務	都道府県知事	当該支給を受ける者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第八条第一項の災害障害見舞金の支給に関する事務	都道府県知事	当該支給を受ける者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第八条第一項の災害障害見舞金の支給に関する事務	市町村長	当該支給を受ける者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第八条第一項の災害障害見舞金の支給に関する事務	内閣総理大臣	当該支給を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事等	当該申請を行う者に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	市町村長	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	市町村長	当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	内閣総理大臣	当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	市町村長	当該申請を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る戸籍関係情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
82の2	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	市町村長	当該貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
83	厚生労働大臣	雇用保険法施行規則百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令百十八条の二第十項の障害者正社員化コース助成金、同令百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務	都道府県知事	当該支給に係る労働者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
93	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第二十八条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
93	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務	都道府県知事	当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
95	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務	都道府県知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

116の2	厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条によりなおその効力を有するとされた改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第五条第一項の衛生検査技師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
116の2	厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条によりなおその効力を有するとされた改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第六条第二項の衛生検査技師の登録の削除の申請に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
116の2	厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条によりなおその効力を有するとされた改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第七条第一項の衛生検査技師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
116の2	厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条によりなおその効力を有するとされた改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第八条第一項の衛生検査技師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
117	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	都道府県知事	当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
117	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務	都道府県知事	当該変更に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
118	厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項に定める特別遺族年金の各支払期月（同法第六十四条第二項において準用する労働者災害補償保険法第九条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務	内閣総理大臣	当該給付の受給権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
118	厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	内閣総理大臣	当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
118	厚生労働大臣	厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十六条の特別遺族年金の受給権者の届出に係る事実についての審査に関する事務	内閣総理大臣	当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
130の2	都道府県知事	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
130の2	都道府県知事	国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
130の2	都道府県知事	内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号の場合に限る。）の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務	法務大臣	当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

※項番号については、番号利用法等の一部改正法による改正後の番号利用法別表の項番号としている。